

## 利益相反管理体制に関する制度の概要

	農協法第 11 条の 10、第 11 条の 31	金融商品取引法第 36 条第 2 項
管理主体	信用事業又は共済事業を行う組合	特定金融商品取引業者（登録金融機関、第 1 種金融商品取引業者）
保護の対象となる利用者	当該組合並びに当該組合が行う信用事業関連業務・共済事業関連業務に係る利用者	特定金融商品取引業者が行う金融商品関連業務に係る顧客
必要な措置	利用者の利益が不当に害されることのないよう次の措置を講じなければならない。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・業務に関する情報の適正管理</li> <li>・業務の実施状況を適切に監視するための体制整備</li> <li>・その他必要な措置</li> </ul>	顧客の利益が不当に害されることのないよう次の措置を講じなければならない。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・業務情報の適正管理</li> <li>・業務の実施状況を適切に監視するための体制整備</li> <li>・その他必要な措置</li> </ul>

### 信用事業を行う組合（農協法 11 条の 10）

信用事業を行う組合は、当該組合、当該組合を所属組合とする特定信用事業代理業者又は当該組合の子金融機関等が行う取引に伴い、これらの者が行う事業又は業務に係る利用者又は顧客の利益が不当に害されることのないよう、主務省令で定めるところにより、当該事業又は業務に関する情報を適正に管理し、かつ、当該事業又は業務の実施状況を適切に監視するための体制の整備その他必要な措置を講じなければならない。

### 共済事業を行う組合（農協法 11 条の 31）

共済事業を行う組合は、当該組合又はその子金融機関等が行う取引に伴い、これらの者が行う事業又は業務に係る利用者又は顧客の利益が不当に害されることのないよう、農林水産省令で定めるところにより、当該事業又は業務に関する情報を適正に管理し、かつ、当該事業又は業務の実施状況を適切に監視するための体制の整備その他必要な措置を講じなければならない。

### 登録金融機関業務を行う組合（金商法36条 2 項）

登録金融機関は、当該登録金融機関又はその親金融機関等若しくは子金融機関等が行う取引に伴い、当該登録金融機関又はその子金融機関等が行う金融商品関連業務に係る顧客の利益が不当に害されることのないよう、金商業等府令70条の 4 で定めるところにより、当該金融商品関連業務に関する情報を適正に管理し、かつ、当該金融商品関連業務の実施状況を適切に監視するための体制の整備その他必要な措置を講じなければならない。